

出世双六にみる幕臣の出世

高久智広

Promotion of Vassals in the Tokugawa Shogunate : to Clarify the Actual Situation by Studying Shusse Sugoroku Games
TAKAKU Tomohiro

はじめに

①「江戸幕臣出世双六」と「御大名出世双六」にみる幕臣の出世

②「御役替双六」と昇進
おわりに

【論文要約】

これまで幕藩制社会における官僚制の問題は、將軍や幕閣といった政権担当者の交代や改革に伴う幕府の機構改革の側面から論じられることがほとんどであった。しかしそうした改革や政権交代には必然的に積極的な人材登用とともに前政権が行った政策の批判的継承と前政権の諸政策を担った諸役人の処分や否定も付随する。このように考えると、幕府の官僚組織を編成する側の論理もさることながら、その構成員たる幕臣たちが、組織内での地位の上昇・下降をどのように捉えていたのかを明らかにすることが、組織の実態を明らかにするうえで欠かさない作業となってくる。そこで本稿では武士の立身出世を題材にした出世双六のうち、「江戸幕臣出世双六」「御大名出世双六」「御役替双六」の三点を検討素材として、史料としての有効性を測りつつ、幕府の官僚組織における出世を、幕臣たちがどのように捉えていたのかを考察した。

本稿では、まず第一節において、「江戸幕臣出世双六」と「御大名出世双六」の比較からこれらの双六には、職制上の階梯を昇っていくことだけではなく、それに伴う禄高の上昇や御目見以下から以上、あるいは旗本から大名への家格の上昇、また殿席や官位・官職の上昇、さらには武家としての継承・繁栄までを組み込んだ出世観が示されていると位置づけた。また、この二つの双六の特徴として、まずそれぞれの場にに応じた上役や関係諸職との間で交わされる付届けの贈答関係、即ち交際のあり様がより重視されており、それは出世・昇進とは不可分の関係にあったこと、またその結びつきは強弱はこれらの双六では付届けの数によって示されているが、その多少は職階の上下以上に、それぞれ職務内容や権限がより大きく作用する構成となっていることを指摘した。またこれら二つの双六は「振出し」や「家督」のマスにおいては、サイコロの出目というある種の運命によって振り分けられる武家としての身分的階層が、現実世界と同様に御目見以下の最下層に位置する中間から、最も上層の万石以上まで大きな幅をもって設定されており、そうした各家に歴史的に備わった家格・身分的階層が出世・昇進と密接な関わりを持っていることがゲームを通じて実感される構成となっている。その一方で、佐渡奉行

が側用人や伏見奉行に飛躍するような実際にはあり得ない抜擢人事の要素をも組み込んでいて、しかもそれが両双六において採用されていることから、これらの双六にみられる特徴は、幕臣の出世に関し、当時共有されていた認識を示すものではないかと本稿では位置づけている。また、本稿で検討した三つの双六では、サイコロを振ることに単純に地位が上昇していく仕組みではなく、降格や処分を意味する設定が実態に即した内容で組み込まれている点が重要ではないかと考えた。そのことにより、どの役職や場に、どのようなリスクがあるのかということも知ることができるところである。なかでも第二節においては「御役替双六」に設定された「振出し小普請」と「一生小普請」に注目した。これは三〇〇石以下の無役を意味する一般的な小普請と、処分や肅正によって貶される各小普請という、幕府の官僚組織の特色の一つである小普請の両義性を明確に提示するものである。

特に「一生小普請」については、当該双六の作成時期として比定される享保期から天明期にかけての勘定奉行・勘定吟味役、大坂町奉行の動向を追い、「御役替双六」における「一生小普請」の設定が、一八世紀半ばにおける上記三職就任者の処分・肅正と小普請入りの実態を反映したものであることを指摘した。同時代に生きた幕臣やその子弟たちは、「御役替双六」の「一生小普請」と諸職の対応関係をみただけで、現実にあった政権担当者の交代やそれに伴う政策方針の転換、前政権担当者や関連諸役の肅正などを想起したであろう。

こうした出世双六は、本来、幕府の官僚組織のあり方を論じる上では二次的・三次的史料に分類されるものではある。また、概ね実態を反映する形で構成されているものの、それぞれの双六には製作者の意図や認識が組み込まれている。しかし、これらの双六において再現される立身出世のプロセスは、現実世界を強く照射するものでもあり、一次的史料に即して批判的に検証したことで、有効な研究素材になりうることを明らかにできたのではないかと考える。

【キーワード】江戸幕府、官僚制、出世双六、小普請、付届け

はじめに

幕藩制社会における官僚制の問題については、享保改革における幕府の機構改革において法と官僚による支配体制が整備されたとする辻達也氏の研究⁽¹⁾や、同改革における幕府の官僚機構の整備とその後の展開について論じた大石学氏の研究⁽²⁾、出頭人の否定から幕藩組織における「職」⁽³⁾ 幕藩官僚が生み出されたとし、その機能や特質について論じた藤井讓治氏の研究をはじめ、すでに多くの研究蓄積がある。こうした幕府や諸藩による支配を担った官僚機構・組織は、基本的に政治改革や政権交代に伴って改編・整備されていく性格のものである。享保改革や寛政改革といった政治改革に関する研究においては、その背景として役人による不正の横行や、幕臣の退廃、為政者意識からの遊離といったことが議論され、積極的な人材登用とあわせて、役人の粛正が行われたことが指摘されている⁽⁴⁾。つまり政治改革や政権交代は必然的に前政権が行った政策の批判的継承とともに、⁽⁵⁾ 前政権の諸政策を担った役人の新政権による否定を伴う。すなわち幕藩官僚組織における積極的な人材登用、あるいは出世・昇進の陰には、それまでに前政権担当者の築き上げた地位の下降や否定が付きまとうことになる。

そうした幕府の官僚組織における地位の上昇・下降に対する幕臣の認識を考える上で興味深いのは、「川路聖謨一代明細記」の分析から、川路が自らに供する行列の規模で出世を表現していたことを明らかにした久留島浩氏の研究である⁽⁶⁾。川路聖謨といえ、実父は豊後日田代官所手代から西丸御徒に転身した最下級の幕府役人であり、養家もまた御家人の川路家であった。しかし彼は早朝から上司や役職者への日参を重ねるとともに、勘定所の採用資格試験である「筆算吟味」を経て、勘定所の下役に登用され、自らの実力と経験の蓄積とによって御目見を許され、

評定所留役、勘定吟味役、佐渡奉行、奈良奉行、大坂町奉行、勘定奉行、外国奉行と出世していった。しかし久留島氏は、実力によって抜擢され、出世を果たした川路にあっても、武士としての出世を表現するのは儀式の時の席次・服装、行列の規模など視覚的にみえる儀礼的な形であったとする⁽⁷⁾。これらの儀礼的な形は、家格⁽⁸⁾「家」に付随する身分的階層を表現するものであるが、三谷博氏によれば、幕府の官僚組織における諸職の任用において、役料や足高の制、出役の多用によって、川路のような家格の低い者でも上位の職に登用することができる仕組みはつくられていったものの、抜擢人事は業務上の職制と家格との関係がかなりの分化をとげる幕末にあっても、組織全体としてみればごく少数にとどまったという⁽⁸⁾。つまり諸職の任用と家格が、幕末期においてもなお、密接な位置関係を保ち続けていたことを意味する。

ところで藤實久美子氏によれば、近世社会において、こうした幕藩官僚組織の人事に関する情報は「出世を映す鑑」、すなわち「武鑑」として広く刊行され、武鑑において「その人物に割かれる紙面の大きさや字體・字高の変化から、その人物の昇進や左遷を人びとは推し量った」という⁽⁹⁾。御家人や無役小普請から出世して大老・老中に至る武士の出世を対象とする双六も、幕藩官僚組織における昇進や左遷のあり様を表現する媒体の一つに数えることができる⁽⁹⁾。ただし武家の出世を題材とする双六は手書きのものも少なくなく、また木版摺りであっても製作者をはじめその背景が不明であることが多い。この点は須原屋・出雲寺といった大規模な書肆によっておおよそ寡占的に刊行され、豊富に残る史料から、その背景が明らかとなっている武鑑とは状況が大きく異なる。たしかに、こうした状況が武家の出世双六を史料として扱うことを難しくさせてはいるが、逆にこの点こそがこれらの双六の特質ともいえる。筆者はこうした武家の出世双六は、幕藩官僚組織における人事が当時の人々にどのように認識されていたのかを解明する手がかりになると

考えている。そこで本稿では、内容・構成の類似する手書きの「江戸幕臣出世双六」と木版摺りの「御大名出世双六」、そしてこれらとは異なる内容・構成を持つ手書きの「御役替双六」、計三点の比較・分析を通し、それぞれの双六に組み込まれた武家の出世がいかなるものであったのか、その再現を試みたい。

①「江戸幕臣出世双六」と「御大名出世双六」にみる幕臣の出世

(一) 両双六の仕組み

まず内容・構成の類似する二点の検討からはじめたい。「江戸幕臣出世



図1 「江戸幕臣出世双六」
(国立歴史民俗博物館所蔵)

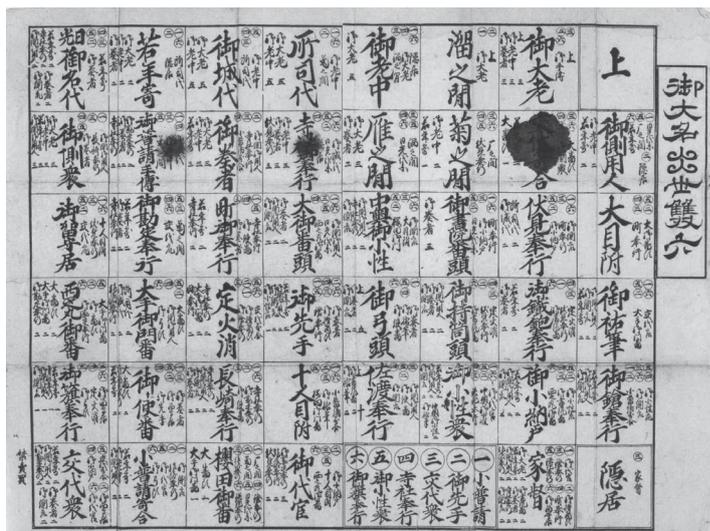


図2 「御大名出世双六」
(国立歴史民俗博物館所蔵)

双六(図1)は、縦八五・〇cm×横八七・五cmの正方形にちかい手書きの双六で、上下八段、左右八列・六四マスに幕臣・大名が就く官職や席次等が記されている。最下段の右端二マス分が「ふり出し」で、最上段右端の「上座」が上りとなる。最下段には「与力」「同心組頭」「仲間」のマスがあるように、御目見以下も含む幕臣の昇進過程に取材している。

次に「御大名出世双六」(図2)だが、これは縦六〇・八cm×横八三・〇cmの横長の長方形の木版墨摺の双六で、上下六段・左右八列・四七マスに幕臣や大名が就く官職や席次等が記されている。最下段の右から三コマ目に設けられた振出を起点に、最上段右端の「上」まで進む仕組みである。この双六において設定された最下級の職は「御代官」(一五〇俵高)

であり、こちらは御目見以上の幕臣の昇進過程に取材したものである。

これらの双六には幕府の官僚組織上の役職だけでなく、「溜之間」「帝鑑之間」「柳之間」「雁之間」「菊之間」といった殿中における席次、軍役として幕府から大名に命じられる御手伝普請、將軍の名代として日光東照宮に代参する日光名代、あるいは大名や寄合席の旗本が二名ずつ交代で一定年限勤める江戸城の諸門番などについても取り上げている。役職のみならず席次や御用も採用するのは、武家社会における「出世」が、職制上の昇進だけでなく、席次や家格の上昇、家の繁栄といった要素も含むものとして認識されていたことを示している。

さて表1は、本稿で検討素材とする双六に掲載された役職名を比較したものである。ここでは特に「江戸幕臣出世双六」と「御大名出世双六」を比較してみたい。まず前者に採用される役職のうち、後者に掲載がないのは、奥向を勤める「御小姓衆」と「御小納戸」である。このうち、「御小姓衆」については、「江戸幕臣出世双六」に「御小姓頭」がある。厳密に言えば「御小姓頭」という役職はないが、次に進むマスに「御側役」が設定されていることから、これは軍事部門の小姓組番頭ではなく小姓衆を束ねる奥向きの小姓頭取を意味するものであろう。逆に「江戸幕臣出世双六」には、御広間用人（御広敷用人）・御納戸（頭）・御腰物奉行・御膳奉行・御賄役・御納戸衆など、「御大名出世双六」には記載のない奥向きに勤仕する諸役が多数採用されている。マス数が限られるため、小姓組番頭や百人組之頭といった幕府軍の重要な位置を占める番方の頭、あるいは大坂町奉行や京都町奉行など幕府の直轄都市を統べる遠国奉行までが割愛される中、特に御納戸方に関しては、御納戸（頭）を載せ、さらにその下僚である御納戸については、將軍手元の金銀・衣服調度品類の出納や管理を所管する元方と、大名や旗本などに下賜される時服や金銀、及び献上品などを取り扱う払方の両方を採用する。「明良帯録」は御納戸を「算筆功者のもの諸向より御入人有り御番方よりも

出て段々昇進する」と場と説明するが、「江戸幕臣出世双六」においても、御納戸方をはじめとする奥向の役職を、昇進のための重要な階梯として捉える見方が強く働いている。

次に、この二つの双六の構造と遊び方についてみていこう。両者には凡例等の記載がなく、遊び方については不明な点が多いが、最下段の振出から出発し、段が上がるに従い上級職が配され、最上段右端の「上座」「上」を指して幕臣の立身出世を体感していく構造となっている。各マスの中央には到達した職名・席次・幕府から命ぜられる諸種の御用等が記されており、その右側にはサイコロの出目とそれに対応する次の進路が示されている。最初のサイコロの出目で何を出すかは非常に肝心で、その出目がゲームの進行を大きく左右する仕組みとなっている。振出で設定されている出目は、「江戸幕臣出世双六」では一「佐渡奉行」、二「与力」、三「御作事奉行」、四「町御奉行」、五「御先手」、六「仲間」であり、「御大名出世双六」では、一「小普請」、二「御先手」、三「交代衆」、四「寺社奉行」、五「御小姓衆」、六「御旗奉行」である。前者では四を出せば上から三段目、三奉行の一角を占め、幕政の中核に位置する三〇〇石高・諸大夫の町奉行からゲームを開始できるが、六を出すと最下段、武家奉公人たる中間からのスタートとなる。御目見以上の役職を対象とした「御大名出世双六」においても同様に、四を出せば上から二段目に位置し、大名職である寺社奉行からのスタートとなるが、一を出せば無役「小普請」から始めなければならない。スタートにおいては平等な条件からスタートできる形式になっている現代の人生ゲームとは異なり、最初の出目、即ち出自によってゲームの展開は大きく異なってくるのである。

また、各マスにおいて一から六まですべての出目に次の進路が設定されているわけではない。設定のない目が出た場合には、次の順番までそのマスに留まるのだらう。上段ほど進路設定の少ないマスが増えるが、

表 1 幕臣の出世双六に採用された役職の比較

江戸幕臣出世双六	御大名出世双六	御役替双六	備考
万石以上			
御大老	御大老		少将、城主
御老中	御老中	御老中	25000石以上、侍従、城主
諸司代	所司代	諸司代	侍従、役知10000石、溜間
御城代	御城代	御城代	四品、溜間
御側役	御側用人		四品
若年寄	若年寄	若年寄	諸大夫
寺社御奉行	寺社御奉行	寺社奉行	芙蓉間
御奏者	御奏者	御奏者番	諸大夫、芙蓉間
布衣以上			
御側見習	御側衆	御側衆	老中支配、諸大夫、5000石高
		駿河御城代	老中支配、諸大夫、持高、役知2000石
伏見奉行	伏見奉行	伏見奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、持高、役料3000俵
御留守居	御留守居	御留守居	老中支配、芙蓉間、諸大夫、5000石高
大御番頭	大御番頭	大番頭	老中支配、菊之間、諸大夫、5000石高
御書院	御書院番頭	御書院番頭	若年寄支配、菊之間、諸大夫、4000石高
		小姓組番頭	若年寄支配、菊之間、諸大夫、4000石高
大御目附	大目附	大目附	老中支配、芙蓉間、諸大夫、3000石高
町御奉行	町御奉行	町奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、3000石高
御勘定奉行	御勘定奉行	御勘定奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、3000石高
御旗奉行	御旗奉行	御旗奉行	老中支配、菊之間南敷居外、諸大夫、2000石高
御作事奉行		御作事奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、2000石高
		御普請奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、2000石高
		小普請奉行	若年寄支配、中之間、諸大夫、2000石高
		甲州勤番支配	甲府勤番支配、老中支配、芙蓉間、諸大夫、3000石高
長崎奉行	長崎奉行	長崎奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料4402.1俵、役金3000両
		京都町奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1500石高、役料現米600石
		大坂町奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1500石高、役料現米600石
		禁裏附	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料1500俵(3000石以上は800俵)
		山田奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料1500俵
		日光奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、2000石高、役料500俵
		奈良奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料1500俵
		堺奉行	老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料現米600石
		駿府町奉行	駿府町奉行、老中支配、芙蓉間、諸大夫、1000石高、役料500俵
御佐渡奉行	佐渡奉行	佐渡奉行	老中支配、芙蓉間、布衣、1000石高、役料1500俵、役扶持100人扶持
		西丸留守居	若年寄支配、中之間、諸大夫、2000石高
		小普請組支配	老中支配、中之間、布衣、3000石高
		百人組頭	若年寄支配、菊之間南敷居外、布衣、3000石高
御鎗奉行	御鎗奉行	御鎗奉行	老中支配、菊之間南敷居外、布衣、2000石高
		新番頭	若年寄支配、中之間、布衣、2000石高
御持筒頭	御持筒頭	御持頭	老中支配、菊之間南敷居外、布衣、1500石高
御弓組頭	御弓頭		御持弓頭カ、老中支配、菊之間南敷居外、布衣、1500石高
定火消	定火消	定火消	若年寄支配、菊之間南敷居外、布衣、持高、役扶持300人扶持
御小姓頭			小姓頭取カ、若年寄支配、諸大夫、500石高、役料300俵

江戸幕臣出世双六	御大名出世双六	御役替双六	備考
	御小姓衆	御小姓	若年寄支配、諸大夫、500石高、役料300俵(1000石以下)
中奥御小姓	中奥御小姓	中奥御小姓	若年寄支配、山吹之間、諸大夫、持高
		大坂御船手	老中支配、躰躰間、布衣、持高、役扶持100人扶持(5000石以下)
		御留守居番	老中支配、中之間、布衣、1000石高
御広間用人		御広敷用人、若年寄支配、桔梗間、布衣、500石高、役料300俵	
御先手	御先手	御先手	若年寄支配、躰躰間、布衣、1500石高
十人目附	十人目附	御目附	若年寄支配、中之間、布衣、1000石高
御使番	御使番	御使番	若年寄支配、菊之間御襖際、布衣、1000石高
		御書院組頭	若年寄支配、菊之間御襖際、布衣、1000石高
		御小姓組頭	若年寄支配、菊之間御襖際、布衣、1000石高
		西ノ丸御裏御門番頭	若年寄支配、躰躰間、布衣、700石高
		御徒頭	若年寄支配、躰躰間、布衣、700石高
		小従人頭	若年寄支配、躰躰間、布衣、1000石高
	御小納戸	御小納戸	若年寄支配、布衣、500石高、役料300俵(1000石以下)
		二ノ丸留守居	若年寄支配、焼火間、布衣、700石高
御納戸		御納戸頭	若年寄支配、焼火間、布衣、700石高
御腰物奉行			若年寄支配、焼火間、布衣、700石高
		御勘定吟味役	老中支配、中之間、布衣、500石高、役料300俵
御目見以上			
		大番組頭	頭支配、躰躰間、600石高
御膳奉行		御膳奉行	若年寄支配、土圭間、200俵高、役料200俵
		小普請組頭	小普請組支配組頭カ、頭支配、焼火之間、200俵高、役料300俵、手当20人扶持(300俵以下)
		西ノ丸御切手番頭	留守居支配、焼火之間、400俵高
		中奥御番	若年寄支配、山吹間、300俵高
		御小姓組	頭支配、300俵高
		御書院番	頭支配、300俵高
御書物奉行			若年寄支配、焼火間、200俵高、役扶持7人扶持
御賄役		御賄頭	若年寄支配、土圭間、200俵高、役料200俵
		新番	頭支配、250俵高
元方御納戸		御納戸	頭支配、焼火間、200俵高、取締掛1人：10人扶持、同助4人：5人扶持
弘方御納戸			
		大番	頭支配、200俵高
御鉄砲奉行			二条：所司代支配、持高、合力米現米60石・大坂：大坂定番支配、持高、合力米現米80石
御御医師			奥医師カ、若年寄支配、200俵高、番料200俵、外科雑科番料100俵
御祐筆	御祐筆		若年寄支配、奥：200俵高、四季施代金24両2分、表：150俵高、四季施代銀20枚
御代官	御代官		勘定奉行支配、焼火間、150俵高
		御用達	御広敷・御廉中付、御用人支配、200俵高
浜奉行			浜御殿奉行カ、若年寄支配、焼火間、150俵高、手当銀7枚
		御廣敷番頭	留守居支配、焼火之間、100俵高、役料200俵
御鷹師			鷹匠、頭支配、100俵高、見習50俵
御目見以下			
	与力		現米80石(大番・書院番・御持・百人組・火消・先手)
	同心組頭		同心級で30俵2人扶持(組頭であれば40俵程度カ)
	仲間		中間、15俵1人扶持

※「江戸幕臣出世双六」「御大名出世双六」(いずれも国立歴史民俗博物館所蔵)、「御役替双六」(個人蔵)および「吏徴」(『続々群書類従』第7巻)より作成。役職順は「吏徴」の記載に従った。

「江戸幕臣出世双六」では「仲間」(一・三、一)内は進路設定のない出目、「同心組頭」(一・三三)、「与力」(二・四)、「御大名出世双六」でも「御代官」(二・四)、「小普請寄合」(三・四)のように、最下段に位置する役職においても次の進路設定が少ないマスもある。

藤井讓治氏は、「幕藩官僚制の特質の一つとして、「職」の世界においても武士身分のものであればだれもが自由に「職」を選ぶことができただけではなく、幕府にあつては、一門・外様大名は、わずかの例外を除いて幕府の「職」に就くことはなく、譜代大名・旗本・御家人たちによつてそれらは独占されていたし、その初任職においてはすべての武士が同一の「職」から出発するのではなく、その人物が親から受け継いだ知行あるいは俸禄と家格によつて初任の「職」が決定した」と指摘する⁽¹²⁾。こうした双六の設定は、幕府の組織が武士身分内部における家格差や階層差が重大な意味を持つ、藤井氏が指摘するような階級組織であったことを明確に示すものである。あわせて、これらの双六は地位の上昇・下降を表現する抜擢や処分の要素も多分に組み込んでいる。次に幕臣の出世の重大な要素のひとつとなる「付届け」と出世双六における昇進のあり方をみていきたい。

(二) 出世双六にみる付届けと昇進

幕府の官僚制における昇進のあり方の一つの特徴として、関連する上級職等への付届けがある。「江戸幕臣出世双六」をみてみると、「上座」⁽¹³⁾、そして最下段左寄り二列目の「隠居」のマスに、それぞれ「惣座中右五ツ、献上」、「上座江五ツ献上」との記載がみられる。すなわち、この部分に記載されているのは進んだマスが必要となる、上役や関係諸職への祝儀あるいは付届けということになる。勘定組頭・勘定吟味役・勘定奉行並・佐渡奉行を歴任した鈴木重嶺は、「旧事諮問録」の調査において、「贈物と賄賂の区別」について問われたのに対し、「贈物は、つまり定例の物

で、いわれなく不意に持つて来るといふようなものではありません」と回答している。もしそうだとすれば、これらの双六で扱われる付届けは、基本的には定例の「贈物」を指すものであり、「賄賂」と捉えられるものではないということになるが、両者は完全に弁別できるものではない。では役職間での付届けはどのように行われるものとして捉えられていたのか、二つの双六の收受をまとめた表2-1-2をもとに考えてみたい。

まず献上の面からみていくと、「江戸幕臣出世双六」の万石未満の役職については、いずれも五から七の支出を伴い、鷹匠や祐筆など技能を以て世襲的に勤める職や、腰物奉行・御側医師など奥向きに勤める職、代官・勘定奉行といった勘定方の職においては、献上数がさらに大きく設定されている。大名職については、付届けの献上数がいずれも一〇以上を要する。特に奏者番と「御側役」すなわち側用人に高い値が設定されている。

「御大名出世双六」では、万石以下の職では、下位の職の献上数がより大きい設定になっている。なかでも「佐渡奉行」(一・四)・「御側衆」(二・二)・「御小姓衆」(一・〇)の値が大きい。このうち側衆と小姓衆は將軍に近侍することから出世が期待できるため、付届けを懇ろにする必要がある職として認識されていたともいえるが、ここではまず佐渡奉行に關してみてみよう。

佐渡奉行と付届け

このマスでは、「上」への献上数が一〇と、非常に大きく設定されている。しかし次の順番で三が出れば、一挙に「御側御用人」に進むことができる。逆に四が出てしまうと最下段の無役「小普請寄合」に移らなければならない。

「柳営補任」⁽¹⁴⁾によれば、佐渡奉行の昇進先は長崎奉行や京都町奉行・小普請奉行・普請奉行・勘定奉行が通常の昇進ルートで、佐渡奉行から

中奥御小姓	十人目附	長崎奉行	御使番	御旗奉行	御留守居	御勘定奉行	町御奉行	大御番頭	御作事奉行	御書院	御側見習	大御目附	伏見奉行	交代寄合	菊之間	雁之間	帝鑑之間	柳之間	寺社御奉行	御奏者	日光御参代	御手伝	御側役	若年寄	御城代	諸司代	御老中	溜之間	御大老	上座	惣座中			
																																	318	
																																		33
																																		46
																																		12
																																		12
																																		68
																																		41
																																		65
																																		62
																																		4
																																		8
																																		5
																																		9
																																		3
																																		2
																																		20
																																		6
																																		6
																																		15
																																		3
7	0	6	7	6	0	9	6	5	5	3	5	0	6	4	6	6	7	7	10	15	14	26	15	10	10	10	10	0	9	0				

※「江戸幕臣出世双六」(国立歴史民俗博物館所蔵)より作成

御奏者	寺社御奉行	雁之間	菊之間	交代寄合	御側用人	日光御名代	若年寄	御城代	所司代	御老中	溜之間	御大老	上	
										5		3		23
3		3					2	5	5			3		26
3	3		2		2		2	5	5					27
														4
														4
3			1	2	2	2								39
						2								16
	3	2				2	2					3		37
						2								31
						2								28
				1										6
														2
														2
	3													5
														2
														9
														5
														4
														8
														2
9	9	5	3	3	4	10	6	10	10	5	0	9	0	

※「御大名出世双六」(国立歴史民俗博物館所蔵)より作成

表 2-1 江戸幕臣出世双六にみる付届けの収支

		仲間	同心組頭	与力	家督	隠居	御鷹師	御徒目付	浜奉行	小普請寄合	桜田御門	西丸御番	御膳奉行	御賄役	御腰物奉行	御書物奉行	弘方御納戸	元方御納戸	御広間用人	定火消	御側医師	大手御門	御先手	御弓組頭	御鉄砲奉行	御鎗奉行	御持筒頭	御代官	御佐渡奉行	御小姓頭	御納戸	御祐筆			
1	上座					5																													
2	御大老																																		
3	御老中				3																	2													
4	諸司代								3																						3				
5	御城代								3																						3				
6	若年寄				3		2			2					3	3			2		2		3		3	3		2		2		2		2	
7	寺社御奉行				3		3															2	2		2	2			2					2	
8	御奏者				3		3			2					3			3	2							2		2	2						
9	御側役				3		2			3			3		3	3	2	3	2			3		3	2		2	2	2		3	2	2	2	
10	御側見習													2																				2	
11	大御番頭	3									5																								
12	御書院				3																														
13	御小姓頭				3												3						2												1
14	大御目附							3																											
15	町御奉行																						2												
16	御勘定奉行			3				2				4	2										2												
17	御作事奉行																											2							2
18	御祐筆												2														2								2
19	大手御門	3	3	3							3	3																							
20	与力	3																																	
		6	6	6	21	5	10	5	6	7	8	7	5	4	9	6	5	6	6	0	9	6	8	4	7	7	6	8	6	5	6	6	9		

表 2-2 御大名出世双六にみる付届けの収支

		家督	御代官	桜田御番	小普請寄合	交代衆	御旗奉行	御使番	長崎奉行	十八日附	佐渡奉行	御小姓衆	御小納戸	御鎗奉行	御祐筆	御鉄砲奉行	御持筒頭	御弓頭	御先手	定火消	大手御門番	西之丸御番	御留守居	御勘定奉行	町御奉行	大御番頭	中奥御小姓	御書院番頭	伏見奉行	大目附	御側衆	御普請手伝			
1	上										10							5																	
2	御大老	2																																3	
3	御老中				2																													3	
4	所司代																					2								2					
5	御城代																					2								2					
6	若年寄	2			2	2	2	2			2	2	2	2	2	2			2						2	2						3			
7	寺社御奉行	2							2												2				2	2			2					2	
8	御奏者	2				2	2	2		2						2	2	2							2	2			3					2	
9	御側用人	2			2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			2						2	2					3			
10	御側衆	2				2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2									2	2								
11	大御番頭			1				2															2												
12	御書院番頭	2																																	
13	中奥御小姓											2																							
14	伏見奉行		2																																
15	町御奉行																				2														
16	御勘定奉行		3			2	2																												
17	大手御門			1																	2		2												
18	御祐筆										2	2																							
19	佐渡奉行	2	2																			2	2												
20	御小姓衆																			2															
		16	7	2	6	10	8	6	8	0	14	10	6	6	6	4	6	9	6	6	6	6	0	6	4	6	6	3	4	0	12	6			

大名の就任職である側用人に一挙に昇ることは現実にはあり得ない。勘定吟味役より佐渡奉行に進み、佐渡金山の再生や検地による年貢の増収で成功をおさめ、五代將軍綱吉のもとで幕府財政に関する権限を一手に握ることとなった萩原重秀でさえ、元禄九年（一六九六）に就任したのは勘定奉行（兼帯）である。彼は勘定奉行として貨幣改鑄や、長崎貿易あるいは全国の酒造家に対する運上金の賦課などにより、幕府財政の増収を図っていったことが知られている。

彼は昇進の結果、当初切米一五〇俵だった俸禄を、度重なる加増により三二〇〇石まで増やしているが、六代家宣の代に入り、新井白石からその施策について度重なる弾劾をうけ、正徳三年（一七二三）には勘定奉行を罷免され、小普請入りとなっている。小普請には、御目見以上・以下を問わず、三〇〇〇石以下の無役幕臣を意味する場合と、萩原のように在職中の瑕疵などによって処分を受け、小普請入りを命じられる、いわゆる咎小普請を意味する場合があるが、佐渡奉行就任者には後者にあたるケースがいくつみられる。寛延三年（一七五〇）には鈴木廣善が吟味を受け、佐渡奉行を罷免され、半知召上げのうえ、小普請入り・逼塞を命じられている。『寛政重修諸家譜』はその理由を「彼地にありしとき職務よろしからず、年貢金銀の会計等にいたりても正しからず事をしるしたてまつりしにより、御気色を蒙」ったためだと記している⁽¹⁴⁾。また天保十一年（一八四〇）には鳥居正房が「佐州在勤之節不行届始末」があり、「不束之至」であるとして御役御免を申し渡され、小普請入り・逼塞とされている。

佐渡奉行は金山のほか、佐渡国一帯の支配も司り、金産や支配所からの年貢収納の増益を求められていた。また佐渡奉行の経験もある鈴木重嶺が、諸大名との関係はないが、以前においては「よほど得分」がある職だったといっているように、不正や獵官運動と結びつきやすい職でもあったといえよう。佐渡奉行のマスでは三が出るか、四が出るかで出世

の道は大きく変わる。浮き沈みの著しい職としての認識がこの双六には表現されている。

奏者番と付届け

佐渡奉行のほかにも、奏者番、小姓頭取、鎗奉行、目付のマスに「小普請寄合」に進む目目が設定されている。これらはいずれも布衣以上の役職であり、小普請を布衣以上の役職経験者が列する寄合と一括して「小普請寄合」するこの双六では、一概に「小普請寄合」≡咎小普請としては扱えない。しかし大名職である奏者番については、万石以下の無役を意味する「小普請寄合」への進路設定は、処分による降格人事を意味するものと捉えてよいだろう。

奏者番に対する実際の処分状況をみてみると、まず宝暦八年（一七五八）には金森頼錦（美濃国郡上藩主・三万八〇〇石）が、強引な年貢増徴策を要因とする郡上一揆により改易となったほか、延宝二年（一六七四）六月五日には井上正任（常陸国笠間藩主・五万石）が、披露の際に松平昌親の家来の名前を繰り返して間違えなど過誤が多いことを理由に御役召し放ち・閉門となっている。また宝永五年（一七〇八）五月二十六日には、寺社奉行を兼帯する堀直利（越後国村松藩主・三万石）が「職に応ぜざる」として御役召し放ち、貞享二年（一六八五）五月には同じく寺社奉行を兼帯する水野忠春（三河国岡崎藩・五万石）が両職召し放ちのうえ、閉門、貞享三年二月三日には堀田正國（上野国吉井藩・一万石）が御役召し放ち、文化十三年（一八一六）二月二三日には井上正甫（遠江国浜松藩主・六万石）が御役御免・差控を命じられている。このように奏者番の処分は決して少なくない。しかし彼らが処分によって罷免され雁之間詰・帝鑑之間詰を命じられることはあっても、直接、小普請や寄合に貶められることはない。あるとすれば改易を命じられた後、後代が再興されるケースである⁽¹⁵⁾。こうした降格に関する設定は、限られ

たマス数の中で同様の意義を持つ作用を集約する意味がある。これは幕府人事に関するより多くの要素を表現しようとした製作者の工夫といえるようか。

御手伝普請と付届け

次に大名に臨時に課せられる御手伝普請の設定についてみてみよう。このマスに進むとずれの双六でも多くの付届けが必要となる。特に「江戸幕臣出世双六」では若年寄に五、寺社奉行と奏者番、それに勘定奉行に各七、都合二六を献上する設定となっている。御手伝普請は周知のとおり、江戸城や大坂城、二条城といった城郭、日光山や寛永寺、増上寺といった社寺、御所の修築、あるいは河川の治水といった、大規模な土木工事に諸大名を動員することであり、軍役の一つとしても位置付けられている。これを命じられる大名の側から見れば、將軍の日光社参や上洛に供奉したり、朝鮮通信使の饗応、大坂加番、火之番を勤めた者、そして幕府の役職に就いている者は免除されており、長崎警衛を担う福岡藩と佐賀藩に関しても他の外様大名に比べると軽減されていたというから、これらと同様に徳川幕府に対する御奉公のひとつとして捉えられるものであったであろう。⁽¹⁶⁾当初はこれを命じられた大名は自身の所領から人夫を徴発したり、現地での雇用や村請負・商人請負に頼りながらも大名自らが普請にあたったが、一八世紀後半以降には普請はすべて幕府が行い、工事完了後、その費用を諸大名が負担する金納御手伝の形に転換していったとされ、寛政期には勘定奉行以下の勘定方が工事を担当したという。⁽¹⁷⁾

また天明元年（一七八一）の御手伝普請においては、掛役人への音物は一切無用とされていたが、岡山藩は普請終了後に、勝手掛老中松平輝高、老中田沼意次、側用人水野忠友、勝手掛若年寄酒井忠休のほか、勘定奉行、勘定吟味役をはじめとする勘定方、目付方などに音物を贈って

いる。また天明四年に武州・上州・信州川々の普請御手伝を命じられた熊本藩では、老中・勘定奉行、目付などの幕閣や工事を担当した諸役人に対する付届けに総額七四五両を使っており、こうした付届けは大名にとつて大きな経済的負担となっていた。⁽¹⁸⁾また『旧事諮問録』によれば、御手伝は大大名に命じられるものであるが、奥祐筆において前歴が調査され、一定年度以上を経過していれば命じられる対象となるものであり、また藩政の不取締りや御用上の不首尾を理由に処罰的に命じられることもあったという。⁽¹⁹⁾こうした大名にとつてみれば、多大な経済的負担を伴う御手伝普請はできれば避けたかっただろうし、命じられる時期の引き延しや規模の縮小を図るために事前に付届けを行うこともあったであろう。御手伝普請のマスにおける付届け数の高い設定は、こうした御手伝普請をめぐる実態を反映したものとみることができる。

日光名代と付届け

江戸時代には徳川家康を祀る日光東照宮へ將軍が社参したが、これは莫大な費用を伴うことから、代りに大老や老中、若年寄などが参詣することがあった。これをつとめる者を日光名代といい、その行為は「日光御参代」といわれた。このマスでは若年寄・寺社奉行・奏者番・側用人・側衆などに付届けを行っており、その設定値は「江戸幕臣出世双六」では一四と高い。ただしこのマスでは、次の順番で三・四の出目を振りだすことで若年寄に、一・六の出目を振りだすことで奏者番に進むことができる。詳しくは後述するが、この若年寄と奏者番は付届けによる収納が、両双六において最上位を占める二職である。奏者番については「小普請寄合」に陥る可能性が低くなかった反面、大坂城代（所司代）——老中と昇進した。また若年寄に関しても直接老中に、あるいは——所司代——老中という昇進ルートが設定されている。日光名代のマスでは負担を伴う御用を勤めることで、これら収納の大きい職、さらには上級職への

展望が開けてくる。

大手御門番と付届け

では「大手御門番」についてはどうだろうか。大手門番に関しては「西之丸御番」「桜田御番」「定火消」といった関連する御用筋、あるいは「仲間」「同心組頭」「与力」といった下僚から付届けを受ける仕組みになっている。「西之丸御番」「桜田御番」はそれぞれ西丸大手門番、内・外桜田御門番を指すものと思われる。大手御門は内曲輪門のなかでも最も格式の高い門であり、一〇万石級の譜代大名が勤める。西丸大手御門は六〇万石の譜代大名、内桜田門は六〇七万石の譜代大名、外桜田御門は三〇五万石の外様大名に準ずる譜代大名が門番を担当した⁽²⁰⁾。担当する御門の格式と比例して、それを担当する大名の格式にも高低が設定されていただろう。旗本の勤める外曲輪の門番の例だが、五〇〇〇石以上の寄合が勤める諸門と、三〇〇〇石以上の寄合が勤める諸門とは、必要となる経費に平均で年間八〇両もの開きがある⁽²¹⁾。市川寛明氏が明らかにしたように、江戸城の門番を仰せつかることは「名誉」であるとともに、担当する門のセキユリテイ、メンテナンスのほか、儀礼的機能を果たすことを求められた。こうした門番の性格を考えれば、それを勤める大名・旗本間において、格式に従った付届けが例式となって存在していたとしても不思議ではない。

付届けによる収入の多い職―若年寄・奏者番・側用人・祐筆―

次に付届けによる収入面を見ていきたい。表2-1-2に示したように、付届けによる収入があるマスはいずれも約二〇マスあり、うち「御大老」以下一六マスが一致し、その多寡も同じ様な傾向を示している。当然のことながら、昇進のために、どの役職の就任者に付届けをし、覚え目出度くしておく必要があるかという認識は、広く共有されていたの

だろう。

ところで付届けによる収入の多い上位三職は両双六とも若年寄・奏者番・側用人で、大老や老中がこれに続く。大名職のなかでは所司代と大坂城代といった遠国役は、江戸を離れることもあつてか、付届け収入も低く設定されている。だが大坂城代は、次に五の出目で老中に、一・六の出目で所司代に昇る。さらに所司代に昇れば一・六の出目で老中に進むことができる。老中に進む出目が設定されているのは、ほかに若年寄と御手伝普請のマスだけであり、この二つのマスは老中以上へ進む通過点に位置づけられる。

万石以下の役職では、先に見たように職掌に関連して御手伝普請などからの付届けがある勘定奉行が最も多い。また数は少ないが大番頭・書院番頭といった番頭への付届けも設定されている。書院番頭に関しては家督のマスから受納する設定となっているが、これは書院番や小姓組番の番士が二〇〇〇〜一〇〇〇石（俵）クラスの旗本の初任職であることを念頭においたものであろう。

またこれらの双六では「御祐筆」も付届けを受納できるマスとして設定されている。祐筆には表右筆（一五〇俵高）と奥祐筆（二二〇俵高）があるが、『明良帯録⁽²³⁾』によれば、奥祐筆は、「諸向御奉公」に関する書物や奥向きの書物などを担当し、それを束ねる奥祐筆組頭は、「その日の御用向等を御老若方」へ申上げ、「諸願向も取調る」ことを職務としてとされる。安永・明和期には巷間で「御祐筆方の地獄箱」と噂されたというが、その理由は「吹挙もなく賄もせず無縁のもの、諸願」は、後から出された「吹挙の仁」や「賄賂」の縁のある人の願いが優先されるためにほとんど後回しとなり、一向に取り上げられないからだという。また前述のように、御手伝普請を命じるにあたっては、奥祐筆がその年限の調査を行ったことから、内々に延期を依頼する場合も多く、それを願う諸大名からの付届けも少なくなかったようだ。旧事諮問会とのやり

取りの中で鈴木重嶺は「金になりますのは奥の御右筆組頭が一番であります」と答えている。また奥祐筆を勤めた河田熙自身も、奥祐筆のなかには諸大名の頼みを聞く「頼みつけの者」がいて、幾家もの大名とつながりを持つ奥祐筆の得分は相当なものだったといい、なかでも機密に携わることができる外国掛や勘定掛などには、賄賂とまでは言わないが、通例きまつた謝礼を受けることができ、「利」があったと述べている。⁽²⁴⁾

ここまで幕臣の出世過程における付届けの收受についてみてきたが、これらの双六に設定された付届けはかなりの程度、実態を反映したものであったといえるのではないだろうか。こうした双六を通じて、遊技者ほどの地位にあるものとの関係を懇ろにすべきかを理解したであろうし、職制上の昇進と経済的な利が必ずしも一致するものではないことを暗に知ることができたのである。

付届けのない職―留守居・大目付・目付―

前項では付届けのある諸職の状況についてみてきたが、逆に付届けの設定のないマスも存在する。ひとつは「大御目附」「十人目附」といった目付方であり、いまひとつは「御留守居」である。このうち「大御目附」については、「江戸幕臣出世双六」において「徒目付」から三を献上される設定となっているが、「御大名出世双六」ではいずれの職に対しても付届けの献上はない。目付方の職務は日常的な殿中礼法の指揮や将軍の御成行列の監督、評定所の立合い、消防の監視など多岐にわたるが、万石以上・以下の監察が主な勤めであったことを考えれば、こうした賄賂性のある付届けから隔絶しているべきだという認識は常識的なものであろう。旧事諮問会に自らの目付・大目付の経験を語った山口泉処によれば、特に目付は諸役職において不都合なことを上申する権限を有しており、目付の誓詞には他の諸職と異なり、「たとえ老中の事たりとも言上すべし」という文言が記載されていたという。⁽²⁵⁾ また旧事諮問会からの

「役高のほかに収入があったか」との問いには、「元来、諸向には忌嫌がられているのですから、他の収入などがあると、押手（おさえ）が利きませぬ」と述べ、⁽²⁶⁾ また「奉行などから本件に関しては苦言を呈すな、などの依頼はなかつたのか」との問いには、「それを諸（うん）と言ったら、目付の役が立ちませぬ。傍（はた）が目をつけておりますから、協同して遣ったとか何とかいいうことが知れるとたまりませぬ。自分の身が怖いから頼みを聴きませぬ。頼みもませぬ。全体いやがっておりますから、毛虫のようなものです。頼みませぬ」と答えている。⁽²⁷⁾ しかし先に見た天明元年の御手伝普請に関する岡山藩の事例でも、天明四年の熊本藩の事例でも、目付は老中・勘定奉行などともに付届けを受納する役職の列に加わっている。

留守居に関してはどうか。江戸時代の初期には將軍不在時に年寄衆がこれを勤めており、大きな権限を有したが、近世中期以降旗本の職となると、その職掌は江戸城内の武器や武具の管理、大奥の取締など、かなり限定されたものとなったとされる。それでもこの職は五〇〇石高の諸大夫の格を持ち、与力一〇騎・同心五〇人が付属したほか、具足奉行や鉄砲玉葉奉行、弓矢鎗奉行、幕奉行、富士見宝蔵番頭、広敷番頭、進物取次番、奥火之番など職掌に関わる諸役を支配した。職掌のなかでは、特に女性が関所を通る際に必要な女手形の発行を所管したことが重要で、諸大名家中などからの付届けは少なくなかったといわれ、⁽²⁸⁾ この点は双六の設定とは矛盾する。

庄内藩の安政二・三年頃の「御用御頼並御出入名前」帳には「御用御頼之分」として、町奉行・勘定奉行・奥祐筆などとともに、留守居・大目付・目付の名前も記されているが、こうした御用頼の関係は、各藩にとって有利な結論を導き出すための関係であり、⁽²⁹⁾ そこには何らかの贈答が伴っていたであろうことは想像に難くない。このように実態とはかい離した設定が盛り込まれていることをどのように評価するかは難しいと

ころであるが、双六の作者は留守居・大目付・目付の三職に公正さを求め、勤めにおいて贈答とは一定の距離を保った存在である必要性を示したのかもしれない。しかも二つの双六に共通してその傾向が読み取れることは、それが共有された認識であったことを示している。

このように、これら二双六における付届けのシステムは、およそ実態と整合する形で構成されているが、留守居、目付方などいくつかの職に関しては、その職責によって常識的にこうあるべきだという理想像を組み込んでいる。こうした実態とは異なる理想像の採用は、武家での需要を考えれば教訓的な意味合いを読み取ることが可能であろうし、武家以外の需要においては現実の幕府人事に対する風刺、あるいは批判的意図をそこから嗅ぎ取ることができよう。この系統の双六の需要の広がりを考える上で興味深い点である。

(三) 出世双六にみる幕臣のライフサイクル

武家の「出世」を形作る要素として「隠居」「家督」というライフサイクル上の過程を採用している点も、この系統の双六の特徴のひとつである。「隠居」へ進む出目は、老中・若年寄・寺社奉行・側用人などに設けられているが、ここに進むと、次に進めるのは「家督」だけである。しかも限定された出目(三・五)が出るまでは次に進めない。つまり、出世競争への参加資格を、当面の間、停止されることになる。

ただし「家督」に進んでも、披露目の祝儀としての付届けを幕閣やその他要路の者たちに献上しなければならない。その数は「御大名出世双六」では大老・若年寄・側用人・寺社奉行・奏者番・側衆・書院番頭・佐渡奉行の八役に対し各二つ計一六で、この双六では最も多い献上数である。「江戸幕臣出世双六」でも老中・若年寄・御側役・寺社奉行・書院番頭・小姓頭取の六役に対し各三つで計二一を支出しなければならず、こちらに関しても御手伝普請に続く二番目の多さである。

「隠居」のマスから「家督」のマスへ進む確率の低さは、武家の継承がそれほど容易ではなかったことを表しているのだろう。実際、岩城卓二氏が指摘するように、幕府からは親類・同姓から候補者を探すよう度々命じられるが、養子を取ることなく、三代以上にわたって男系で家を継ぐことは困難なことであった⁽³⁰⁾。古くは家督を継ぐべきものがないと無嗣断絶という形で改易の対象となったが⁽³¹⁾、実際には親類・同姓中から見つからないケースは少なくなく、近世半ば以降「他人」養子は盛んに行われるようになっていく。それゆえ他の大名や旗本との間の縁戚関係を広げていくことは重要な意味を持ち、養子縁組や婚姻による縁戚関係の拡大は意図的に、そして積極的に行われていた。

その様子をここでは三二〇〇石の旗本本多家八代の相続と養子・婚姻関係を敷衍してみることで確認していきたい。まず本多家の初代当主重看は、三河三奉行の一人にも数えられ、「鬼の作左衛門」の異名を持つ本多作左衛門重次の孫にあたり、越前国丸岡藩の初代藩主となる本多成重(四万三〇〇〇石)の次男である。重看は、はじめ成重の姉婿富正(のち越前北ノ庄藩家老)の養子となったが、富正が男子をもうけたため、成重のもとに戻り、寛永三年(一六二六)に三〇〇〇石の分知を受け旗本として独立(のち二〇〇〇石加増)、以降、成功まで八代にわたって旗本として家を継承し、明治維新を迎える。

本多家において最初に養子を受け入れるのは四代将成である。将成には長らく子供ができなかった。また彼には三人の弟、義正・成久・高虎がいたのだが、皮肉にも彼らはいずれも大番組頭森義明(五〇〇石)、大番大草公雄(四〇〇俵)、奥祐筆井口高忠(一五〇俵)の養子として家を出ており、実家を継ぐことはできない。そこで将成は養子を迎えることにするのだが、これがそう簡単にはまとまらなかった。彼はまず杉浦好政の娘を養女にもとめ、その養女の智養子に足守藩(二万五〇〇〇石)木下利潔二男成美を迎えた。しかし成美の性質が将成と全く合わな

かったようで、養女を取ってまで迎えた養子ではあったが、将成は彼を離縁し、実家に差し戻すこととした。このとき、併せて養女杉浦好政娘も病身と称して実家に帰している。⁽³²⁾この間、どのような経緯があったのかは不明だが、将成は政之丞・松熊の二男と四女に恵まれていることから、養女の差し戻しは、賀養子を迎えるという彼女に求められた役割が解消されたことを意味するのだろう。ただし二男はいずれも夭折したため、将成は長女に賀養子を迎えることとする。その相手は、越後国村松藩堀直堯（三万石）の五男成孝である。⁽³³⁾成孝は家督相続後、寛政五年（一七九三）に寄合火事場見廻りとなり、寄合肝煎、小普請組支配を歴任している。これは本多家にとつて、享保一九年（一七三四）に三代親成が書院番を辞任して以来、実に約六〇年ぶりとなる幕府役職就任であった。

このように養子にどの家の誰を迎えるかは、家の継承・繁栄をはかる上で非常に重要な選択であり、当主や親類中の方針に合わなかったり、行状や健康に問題がある場合には養子関係は比較的容易に解消されたのである。本多家の子息に関しても大番大草公雄（四〇〇俵）の賀養子となった将成の弟成久が、病気を理由に養子関係を解消されている。

ただし、こうした関係は妻、あるいは養女として迎えらるる女子にも共通する。本多家では三代親成が、不縁を理由に最初の妻である御医師橘隆庵娘を離縁し、元留守居三上源右衛門弟三浦三郎右衛門の娘を後妻に迎えている。また七代成孚も最初の妻元先手松平主税娘を離縁し、寄合肝煎西郷員豊（五〇〇〇石）の娘みちを後妻に迎えている。成孚が松平主税の娘を離縁した事情は定かではないが、成孚との間に生まれた房五郎が幼くして亡くなっており、他に子供はなかったようである。これに対し後妻のみちは一男六女をもうけていることから、そうした所に先妻と離縁した理由があるのではないかと思われる。実際、幕末の難しい時期において、みちの子供たちは本多家の継承に関し、重要な役

割を果たしている。長女のきゑは陸奥国福島藩板倉勝俊の四男成功を賀に迎え、彼が本多家の八代当主となる。また次女のきくは使番永井直清に、三女千代は小姓細組井勝義に嫁し、本多家の縁戚関係の拡大に寄与した。また四女の千代は、文久元年（一八六一）四月に、みちの実家でもある五〇〇〇石の旗本西郷家の嫡男新太郎員位に嫁いでいる。慶応四年（一八六八）朝廷に帰順した旗本は維新政権から多額の軍資金の上納を求められ、資金繰りに奔走するが、この時、八代成功が頼ったのは実家の福島藩板倉家であり、また養母みちの実家、そして義妹千代の婚家でもある西郷員位家であった。このように、みちとその娘たちは家の継承に不可欠な姻戚による紐帯を広げ、深める役割を担っているのであり、そのことが困難な状況の克服に大きく貢献している。近世の武家社会では養子・婚姻制度が高度に発達していたとはいえ、一武家の事例をみただけでも家の継承には様々な問題が生じており、その継承がそれほど容易ではなかったことがわかる。

話を双六に戻すと、これらの出世双六における「隠居」から「家督」に至り、再度、出世競争に戻っていく過程の難しさには、こうした武家の継承の難しさが含意されている。

②「御役替双六」と昇進

（一）「御役替双六」の特徴と構造

ここまで見てきた二つの双六は、個々の当主の職制上の昇進だけでなく、それに伴う禄高や家格、殿席や官位・官職の上昇・下降、さらに武家としての継承過程まで様々な要素を取り込み、武家の「出世」を再現している。また、実際にはあり得ない飛躍を含む拔擢・降格人事、あるいは実態に即しつつも、幕府役人の理想像を織り込み、そこに付届けと



図3 「御役替双六」(個人蔵)

しているものの、職階を昇っていくうえで重要な位置を占める遠国奉行の取り扱いが少ない印象をうけるし、それ以上に武家政権である徳川幕府の職制でありながら、番方の取り上げ方が薄い。なかでも大番組は一二組あり、各組の番士は五〇人であるから、総勢六〇〇人に及ぶ大きな組織である。これに將軍の親衛隊である書院番組、小姓組を加えた三番組の総数は一五〇〇人に及ぶが、先の双六ではいずれも取り上げられていない。

これに対し、幕臣の昇進過程に特化し、より忠実に再現しているのが「御役替双六」(図3)である。この双六は縦八七・〇cm×横七二・〇cmの縦長長方形の手書双六で、上下二一段、左右七列からなり、上りの「御老中」が六マス分を占めていることから都合七二マスで構成されている。また上から三段・四段・四段で括り、全体を三層に分けていて、それぞれに「万石以下」「五千石以下」「千石以下」という朱書があるが、各層に配された役職にはその条件に合致しないものも含まれる。詳細は不明だが、そのクラスの幕臣が就任できる役職の大枠を示したものと捉えておきたい。また享保九年(一七二四)七月新設の甲府勤番支配が採用され、寛政二年(一七九〇)一二月新設の寄合肝煎が採用されていないことから、製作時期はその間となる。

いう一種賄賂性のある仕組みを介在させることで、遊技性を高めている点に特徴があった。

しかし幕府の官僚組織における人事という観点から見れば捨象されてしまっている部分も少なくない。例えば、「御大名出世双六」では御目見以上のなかでも、特に布衣以上の役職を重視した構成になっており、布衣以下については代官と祐筆しか取り上げていない。また御目見以下までを対象とする「江戸幕臣出世双六」においても、奥向の役職は重視

次に、この双六の構造だが、振出は最下段中央の「振出シ小普請」で、

最初の目目により、一「御書院番」(三〇〇俵高)、二「御小姓組」(三〇〇俵高)、三「大番組」(二〇〇俵高)、四「小普請組頭」(二〇〇俵高)、五「新番」(二五〇俵高)、六「御納戸」(二〇〇俵高)のいずれかに進む。

先に見た二つと異なり、すべて二〇三〇〇俵代の職であり、最初の目出でその後のゲーム展開を大きく左右するような差は生まれない。また異動・昇進過程についても、例えば「寄合」のマスでは一「使番」・二「中奥御小姓」・三「御先手」・四「定火消」・六「火事場見廻り」といった寄合クラスの旗本が実際に初任とする諸職が設定しており、また「大名」のマスでも一「伏見奉行」・二「御奏者番」・四「大番頭」・五「御城代」と大名クラスの職に進む現実的な設定となっている。さらに歴史上実例のある「御老中」が上りであり、「御大老」への昇進や「上」「上座」を上りとする設定にはなっていない。先の二つの双六では、幕府人事のあり様を概ね再現しつつも、玩具という性格上、遊戯性を高めるべく出世・没落の浮き沈みが強調されており、実際にはあり得ない昇進や降格のシステムも含まれていたが、この双六では徹底して当時の実態に即した「役替」システムが採用されている。つまり「御役替双六」は、二〇三〇〇俵クラスの「小普請」旗本を主人公とする、幕府の官僚組織における職階の異動をより忠実に再現した双六といえようか。

また、この双六では先に見たような付届けに関する設定はないが、階層の左端に「〓五百石高」・「×千石高」・「▲三千石高」・「千石以下△」・「百石出シ」・「三千石以下」・「五千石以下」・「二百石出シ」・「万石以下□」・「三百石出シ」といった朱書きがあり、諸職のマスにはそれに符合する印が附されている。ほかにも「M」や「●」といった印、さらに最上段の「御城代」「御奏者番」の左には「加増 高ヨリ出ス」「役替 高二依出ス」という朱書もみえる。これらの記載や符号は昇進に伴う加増や役料・役金の加算システムを表現するものと考えられるが、このシステムが財の単なる増加だけでなく、減少、あるいは他のプレイヤーとの授受を含むものであるのか否かで、その遊技性は変わってこよう。重要な点ではあるが、詳細が不明なため、この点の評価については今後の課題としたい。

(二)「御役替双六」が所載する諸職

さて、再度表1をみてみよう。この双六は幕臣の「役替」に特化した御目見以上の諸職を対象とする双六であるため、先に検討した二つの双六に比べ、取り上げる役職数も圧倒的に多い。なかでも先に見た双六では捨象されていた遠国奉行や、「江戸幕臣出世双六」では作事奉行に代表させていた作事奉行・普請奉行・小普請奉行といった作事・普請方の諸大夫席の要職をほぼすべて採用している。番方についても大番・書院番・小姓組番および新番を載せ、彼らの昇進先となる大番組頭・小姓組頭・書院番組頭、新番頭、小十人頭、御徒頭、百人組頭など布衣の諸職を取り上げている。

また、この双六に特徴的なのは、小普請組支配・甲府勤番支配・小普請組頭といった、享保改革において新設された、三〇〇〇石未満の無役である小普請層を束ねる諸職が掲載されている点である。そもそも番入・役出という言葉からもうかがえるように、幕府官僚制の中心的な位置を占める役方は、徳川幕府の軍事組織である番方から分化するかたちで形作られたものであり、小普請や寄合といった幕臣も本来は有事に備えて待機する幕府直属の戦闘者であった。しかし泰平の世が訪れたことで、彼らの本質である戦闘者としての位置づけは形骸化³⁴⁾し、さらには幕府官僚制の整備が進んだことで、そこからあぶれた過剰な幕臣は役に就いていない「無役」あるいは「非役」と呼ばれ、監視すべき対象としてみなされるようになっていく。その監視の役割を担うべく設置されたのが小普請組支配であり、甲府勤番支配である。小普請組支配は享保四年(一七一九)六月に新設され、当初は二〇〇石(俵)以上三〇〇〇石未満の無役を一〇組に再編し、支配することになる。また宝暦三年にはそれまで留守居の支配とされた二〇〇俵以下の幕臣もすべて小普請組支配の監視するところとなる。小普請組支配の職掌は、組下の旗本を監視し、

有能な人材を推挙することであり、それゆえこの職には「人材を指揮する事巧者なる人」が選ばれたといふ。³⁵⁾ 甲府勤番は享保九年（一七二四）に甲府藩主柳沢吉里の大和国郡山転封に伴い、幕府直轄となった甲府城の守衛と府中の支配を執り行うべく設けられた職であるが、勤番には不行跡等により処分を受けた小普請が甲府に謫居される形で就いた。³⁶⁾ それゆえ甲府勤番支配は、その長官として問題を抱える小普請の一群を監視する役割を担ったわけである。

この双六には見えないが、あわせて寛政二年一二月に新設される寄合肝煎も三〇〇石以上を中心とする無役「寄合」を監視する役割を担っている。先にみた本多家五代当主成孝は、寄合火事場見廻りを経て、寛政八年（一七九六）一〇月二日に寄合肝煎に就任し、同一二年一〇月に小普請組支配に移るまで、ほぼ四年間にわたり職務に関する「勤方日記」を残している。その内容をみると、寄合の教育や就職斡旋、知行所支配や各旗本の家事取締に関すること、相続、養子縁組・婚姻、出産・病氣・死亡、出奔、果ては旗本の日常の行状から嗜好といったかなり個人的な資質に関する事にまで及んでいる。またこの職に関連して「本多家文書」に残された史料も膨大であり、その職務の繁忙さがうかがえる。成孝はさらに寛政一二年一〇月八日に小普請組支配に進み、ここでも同様に詳細な勤方日記を残した。彼は文化元年（一八〇四）六月四日にこれを辞任し、文化三年に六代成邑に家督を譲るため、それ以上の昇進はなかったが、同じく堀家（越後国村松藩）より三〇〇〇石の旗本浅野家に養子入りした実兄長致は小普請組支配から小性組番頭に進み、さらに書院番頭―大番頭と昇進している。『柳営補任』によれば、小普請組支配就任者の異動先として最も多いのは小性組番頭であり、甲府勤番支配にも進んだ。その甲府勤番支配就任者は小性組番頭や大目付、留守居・鎗奉行など進んでおり、この双六でも「甲州勤番支配」で三を出すと「大目付」、五を出すと「御小性組番頭」に進む設定となっている。こうし

た無役旗本の世話役は、その勤め向きに関する日記からも激務であったことが伺われ、また若年寄や目付といった上役や関連諸職、組下の幕臣たちとの間に立って、調整する能力が求められた。それゆえに、これらの職は昇進場としても位置づけられていたのであるが、そうした人事のあり方もこの「御役替双六」にはみることができるといえる。

（三）「振出シ小普請」と「一生小普請」

さて「振出シ小普請」にもどうだろう。先にも述べたように、この双六では「振出シ小普請」として、大番・書院番・御小性組番の三番士のほか、小普請組頭・新番・御納戸といった二―三〇〇俵台の職が進路として設定しており、ほぼ同格のスタートを切ることになる。しかし現実の小普請には三〇〇石未満の目見得以上・以下のすべての無役幕臣が属しており、実際の初任職はより広い幅を持っている。小普請組支配は小普請たちの中から諸職の御用人候補を推挙することを重要な職務としており、小普請たちはその推挙によって職に就くことができた。

今一つこの双六で興味深いのは、「一生小普請」というマスが最下段左端に組み込まれている点である。単なる無役の状態を表す「小普請」は振出として設定してあるから、それとは異なる性格の特殊な存在の「小普請」であることが推測できる。実際、このマスは他のマスと異なり、サイコロの出目と異動先が記されていない。つまり、このマスに進むと幕臣としての出世ラインから排除された状態、すなわちゲームオーバーとなるわけである。

七二のマスはなかで、この「一生小普請」に進む出目が設定されているのは勘定奉行、勘定吟味役と大坂町奉行のわずか三職だけである。いずれも役方の要職であるが、勘定奉行のマスでは五、勘定吟味役のマスでは六、大坂町奉行のマスでは二を出すと、「一生小普請」のマスに進むこととなる。だが、それ以外の出目の設定をみると、勘定吟味役

表3 勘定吟味役・勘定奉行・大坂町奉行就任者の離職状況(享保9—寛政2)

勘定奉行			勘定吟味役			大坂町奉行				
後職・待遇	人数	備考	後職・待遇	人数	備考	後職・待遇	西町	東町	人数	備考
大目付	10		勘定奉行	8		持頭	3	0	3	
留守居	5		佐渡奉行	6		大目付	1	1	2	
町奉行	4		二丸留守居	5		勘定奉行	1	1	2	
田安家老	2		御納戸頭	3		作事奉行	1	1	2	
清水家老	1		美濃郡代	1		町奉行	1	0	1	
鎗奉行	1		徒頭	1		長崎奉行	0	1	1	
			留守居番	1		普請奉行	1	0	1	
			西丸裏門番之頭	1		旗奉行	0	1	1	
卒	12	自害1(山下隆多)	卒	13	自害1(山下隆多)	卒	0	0	0	
辞職	6		辞職	2		辞職	0	1	1	
御役御免	0		御役御免	3		御役御免	1	0	1	
改易	1	大橋親義	改易	0		改易	0	0	0	
小普請入	5	(稲生正英自害カ)	小普請入	4		小普請入	2	3	5	(岡部元良自害カ)
	47			48			11	9	20	

※『柳営補任』、『徳川実紀』、『寛政重修諸家譜』より作成

については、佐渡奉行(一)か勘定奉行(五)に栄進し、大坂町奉行については勘定奉行(四)、御旗奉行(五)、御普請奉行(一)に進む設定となっている。また勘定奉行は旗本の就く役方の職としては最高位に近い役職であるが、この双六では大目付(四)、二ノ丸御留守居(三)への出目のほか、「御加増」(一)が準備されている。

勘定奉行・勘定吟味役・大坂町奉行離職者の動向

表3はこれら三職の離職状況をまとめたものである。期間は「御役替双六」の作成時期が含まれると考える享保九年から寛政二年一二月以前を対象とする。まず勘定吟味役については、この間に四八名が離職しており、その転出先の上位二職は勘定奉行(八人)、佐渡奉行(六人)であり、双六が採用する異動先と一致する。実際には、これに二丸留守居(五人)・納戸頭(三人)・美濃郡代・徒頭・留守居番・西丸裏門番之頭(各一人)と続く。また一三人が在職中に死去し、二人が辞職、三人が御役御免、四人が小普請入りとなっている。

大坂町奉行については、この間に二〇人が離職しており、持頭(三人)、大目付・勘定奉行(各二人)への転出が複数あるほかは、町奉行・長崎奉行・普請奉行・旗奉行は各一人である。勘定吟味役のように突出した転出先はないが、双六で異動先として設定されている勘定奉行・普請奉行・旗奉行は現実にも異動事例が確認できる。またこの間に、辞職した者は一人で、小普請入りとなった者が西町奉行二人・東町奉行三人・計五人確認される。

勘定奉行の離職者は四七人いるが、転出先の上位二職は大目付(一人)、留守居(五人)で勘定吟味役と同様、双六と一致しており、これに町奉行(四人)、田安家老(二人)、清水家老・鎗奉行(各一人)が続いている。在職中の死亡者は一二人と多く、辞職者も六人存在する。さらに小普請入りとなった者が五名いるほか、大橋親義が改易の処分を受

表4 勘定奉行・勘定吟味役・大坂町奉行の処分(享保9—寛政2)

	名 前	就 任	前 職	小普請入	理 由	処 遇
勘 定 奉 行	1 逸見忠栄	延享 元 .12.15	佐渡奉行	寛延元(1748).12.27	朝鮮通信使に関する代官の不正に関する訴状の不適切処理	御役召放・小普請入・逼塞
	2 松浦信正	延享3.4.28	大坂町奉行	宝暦3(1753).2.23	長崎奉行兼帯時の豊後国貢米不納に対する不作為、長崎の制度に関する虚偽の言上	御役召放・知行(新恩800石)召上、小普請入・閉門
	3 中山時庸	宝暦5.7.22	大坂町奉行	宝暦7(1757).8.5	大坂町奉行在勤時の新墾地租税の横領、及び当職就任後の隠蔽工作、及び虚偽の上申	御役召放・知行500石召上・小普請入・閉門
	4 大橋親義	宝暦4.4.9	長崎奉行	宝暦8(1758).10.29	郡上一揆の原因となる郡上藩年貢徴収法改正への介入ならびに隠蔽	改易のうえ相馬藩への永之御預
	5 稲生正英	宝暦8.11.15	目付	宝暦10(1760).	松平(池田)重寛が代官支配所農民を私的に処罰した件に関する不作為及び加担	7.11死去(自害カ)。知行2000石召上(改易)。別段の思召をもって、俸正礼へ新恩500石、小普請入・差控
	6 松本秀持	安永8.4.15	勘定吟味役	①天明6(1786)閏10.5 ②天明7(1787).12.5	①御旨に違ひし事あり、 ②越後米の買入れに関する等閑な取計い	①半知(250石)召上、小普請入・逼塞、 ②100石減封、逼塞
勘 定 吟 味 役	1 八木茂時	元文2.8.28	勘定組頭	元文4(1739).8.10	平生の勤務不良	御役召放・小普請入・差控
	2 堀井芳極	延享2. 閏12.13	勘定組頭	寛延元(1748). 閏10.23	平生の勤務不良	御役召放・小普請入・差控
	3 井澤正房	延享4.2.11	勘定奉行 支配無役	宝暦3(1753).2.7	三河国吉田橋の普請に関する等閑な取計い	小普請入・逼塞
	4 堀田幸之	宝暦3.2.18	大番	宝暦3(1753).9.21	二男及び家臣の無尽講開催に関する詮議における隠匿、養母の仏餉米取り込みに対する不作為	御役御免、知行召上、俸伊右衛門に新規200俵、小普請入・差控
	5 宇田川定圓	明和3.8.20	賄頭	明和5(1768).8.21	雑司ヶ谷百姓平次郎の空地不正使用に対する不作為と音物受納	御役御免・寄合・差控(納戸頭在勤中の出精を鑑み減免あり)
大 坂 町 奉 行	1 稲垣種信	享保14.2.15 (東町)	目付	元文5(1740).3.20	辰巳屋一件に関し、訴人従者の投獄、ならびに種信及び家臣の音物受納	御役召放・小普請入・半知(1000石)召上・閉門
	2 桜井政甫	宝暦5.7.21 (西町)	日光奉行	宝暦7(1757).8.5	大坂近辺の不正開発と新開地年貢の私的収納、新開願人等の隠蔽	御役召放・小普請入・逼塞
	3 細井勝為	宝暦4.1.11 (東町)	持頭	宝暦7(1757).8.5	大坂近辺の不正開発と新開地年貢の私的収納、新開願人等の隠蔽	御役召放・小普請入・逼塞
	4 岡部元良	宝暦7.9.6 (東町)	目付	宝暦12(1762)	隊下の与力・同心をして市人の金子をかりし事露頭	宝暦11.12卒(自害カ)。元良:存命ならば吟味のところ、格別の思召をもって俸元珍に跡式相続。元珍は父に連座し小普請入・閉門
	5 興津忠通	宝暦7.9.6 (西町)	浦賀奉行	明和2(1765).11.17	大坂城の出入御門札鹿末の取計い	御役召放・小普請入・差控

※『寛政重修諸家譜』『柳營補任』より作成

けている。またこの双六には「御加増」の設定があるが、現実にも勘定奉行就任者の加増は、この間に一二回(五〇〇石加増が九回、三〇〇石加増が三回)確認でき、このうち神尾春央は五〇〇石を三回、計一五〇〇石を加増されている。

これら三職はいずれも布衣以上の職(勘定吟味役は布衣、大坂町奉行と勘定奉行は諸大夫)であることから、本来、離職して無役となる場合、持高が三〇〇石以下であっても役寄合となるはずである。しかし三職ともに小普請入りとなった者が四・五人おり、自殺者なども存在することは気になるところである。なかでも大坂町奉行は離職者二〇人中五人が小普請入りとなっており、その割合は高い。

勘定奉行・勘定吟味役・大坂町奉行の小普請入り

表4は享保九年から寛政二年以前における勘定奉行・勘定吟味役、大坂町奉行の離職者のうち、小普請入りした者および処分を受けた者の状況をまとめたものである。このように処分を受け小普請入りすることを「咎小普請」というが、これは双六で用いられる「一生小普請」と同義と考えるとよいだろう。まず勘定吟味役については、この間に処分された者が五人おり、うち四人が小普請入りとなっている。処分理由は、『寛政重修諸家譜』の各家の記載によれば、平生の勤務不良や音物の授受、家族・家臣の不正に対する不作為と隠匿等となっており、それぞれ御役召放のうえ小普請入り、差控え、逼塞などに処せられている。勤務不良のうち、寛延元年(一七四八)に小普請入りとなった堀井芳極は、享保改革期後半において、勘定奉行神尾春央のもとで苛烈な年貢増徴策の実務を担った人物として知られ、その節の責めを受けたものであろう。また堀田幸之の処分理由は、二男鏡次郎が家臣河合佐助と共謀して開催した無尽講に関する詮議において、そのことを知りながら隠し立てし、養母の謀りによって仏餉米を取っていたことも知りながら、何の対処もし

なかったとして、五〇〇石の知行をすべて召上げられている。幸い倅伊右衛門に対し、新たに糜米二百石の下賜があり、かろうじて家を継ぐことはできたが、伊右衛門も父に連座して小普請入り、差控えとされた。雑司ヶ谷の百姓平次郎の空き地不正使用に関し音物を受納した宇田川定圓が、御役御免、差控えとなりながら、寄合席に留められたのは、納戸頭在勤中の出精により、罪の減免が認められたからである。

次に勘定奉行については五人が御役召放のうえ小普請に貶され、あわせて逼塞・閉門を命じられている。郡上一揆を引き起こした郡上藩主金森頼錦の年増徴策に関与した大橋親義に至っては、改易の上、相馬藩に永預となつている。他の処分理由としては、一つは朝鮮通信使の応接にあつた代官手代の不正に関し、訴状があげられたにも関わらず上申せずに私的に裁許した逸見忠栄や、長崎奉行兼帯時、任地において年貢米の不納に関する糾明を怠つたとされる松浦信正、備中国代官支配所の農民を因幡国鳥取藩主池田重寛が召し捕え、国法をもつて処罰した件に関し、その処置が不適切とされた稲生正英の例にみるように、自らの不正というよりは職務上の不適切な処置を理由とするものがある。いま一つは、大坂町奉行時代に新開地の租税を私的に収納していたことが露顕したとして処分された中山時庸の例のように、前職在任時の不正等を理由とするものである。

中山の事件は、実は彼の処分のみにとどまらず、現職の大坂町奉行の吟味にまで広がりを見せた。宝暦七年（一七五七）、勘定奉行の中山は、目付岡部元良と勘定吟味役小野一吉に、大坂安治川・木津川両川口の新墾検地を命じている。³⁷だが、『徳川実紀』によれば、目付の岡部と勘定吟味役の小野を派遣したこの検地には、別の目的が含まれていたという。中山には幕府から、前職である大坂西町奉行在任時に安治川口の土地を開墾させ、その運上金を横領していた疑いがかけられていたのである。岡部・小野らによる吟味の結果、中山が横領した額は金五〇〇両に

のぼることが明らかとなり、中山は勘定奉行を罷免され、知行五〇〇石の減封のうえ、小普請入り・閉門に処せられている。その処分は、すでに部屋住のまま小姓組番頭格の地位にあつた倅時寿にも及び、彼も職を追われている。さらに中山の後任である西町奉行桜井政甫と東町奉行細井勝為も、同じく新墾田からの運上金を横領したとして罷免され、小普請入り・閉門の処分を受けることになった。

中井信彦氏によれば、元文―宝暦期（一七三七―一七五三）に勘定奉行神尾春央らが行つた年増徴策は、年貢収納量を増加させるとともに、米価を下落させ、幕府財政を逼迫させる矛盾を生んだとされる。³⁸そのため宝暦七年から九年にかけて、神尾の政策に拘つた代官らが大量に処分されているが、勘定奉行の中山と大坂町奉行所をめぐると一連の処分も、実際には勘定奉行神尾らによる行き過ぎた年増徴政策の見直しにかかる政局の動きと連動するものとして捉えられるのではないだろうか。

またこの時、吟味にあつた岡部元良は後に大坂東町奉行に就任するが、彼もまた宝暦一一年末に、目付方・勘定吟味方による東町奉行所全体を対象とする大規模な吟味をうけている。この吟味の結果、同奉行所与力田中卯右衛門をはじめ多くの奉行所役人らが処分され、追及の手は奉行の岡部自身にまで及ぶものだったことが賀川隆行氏によって指摘されている。³⁹岡部は配下の奉行所役人らの処分に関して進退伺を提出しているが、宝暦一二年一月一日、登城出がけに急病を発症し、夕刻、死去したとされる。これは紛れもなく奉行所の吟味に関連する憤死であろう。幕府は岡部の死去した翌日には役宅の引払いを命じ、翌年一〇月には遺跡を継いだ倅元珍に対し、父の罪に連座するものとして小普請入り・閉門の処分を下しているが、岡部の処分についても、米価下落・金相場の高騰の責任を取らされた可能性が指摘されている。

勘定奉行や大坂町奉行の処分の特徴は、表4に示したように知行の召上げを伴い、また倅にまで連座する厳しい処断が多い点である。また、

これら三職の処分は、前政権の経済政策の否定、もしくは方針転換に伴う、諸施策担当者の排除という側面もあったと考えられる。「御役替双六」における「一生小普請」の設定は、こうした一八世紀半ばの「御役替」の実態を色濃く反映しているといえるだろう。

おわりに

本稿で確認できたことを振り返ってみると、まず取り上げる役職・配置・構成・遊び方において大きく類似する「江戸幕臣出世双六」と「御大名出世双六」においては、職制上の階梯を昇っていくことだけではなく、それに伴う禄高の上昇や御目見以下から以上、あるいは旗本から大名への家格の上昇、また殿席や官位・官職の上昇、さらには武家としての継承・繁栄まで、様々な要素を組み込んだ出世観が示されていた。また、この二つの双六においてより重視されているのは、それぞれの場に応じた上役や関係諸職との間で交わされる贈答関係、即ち交際のあり様であり、それは出世・昇進とは不可分の関係にあった。その結びつきの強弱は、これらの双六では付届けの数によって示されているが、その多少は職階の上下以上に、それぞれの職務内容や権限がより大きく作用していることが改めて確認される。さらに振出や家督のマスにおいて、サイコロの出目というある種の運命によって振り分けられる武家としての身分的階層は、中間から大名まで大きく異なり、各家に歴史的に備わった家格・身分的階層が出世・昇進と密接な関わりを持っていることがゲームを通じて実感される。しかし一方で、佐渡奉行が側用人や伏見奉行に飛躍するような抜擢人事、あるいは目付や留守居の付届けに関する仕組みの排除のなど、実態とは異なる要素を組み込んでいるのも、この系統の双六の特徴である。

こうした製作方法を異にする類本の存在は、出世双六の需要の広がり

を考えると注目される点のひとつである。本稿で扱った二点のうち、木版摺りの「御大名出世双六」には欄外に「禁売買」とある。また本稿では扱わなかったが、慶応元年（一八六五）頃の幕府職制に取材した「鎌倉見聞土初夢双六」⁽⁴⁰⁾には「禁売買」「五百枚限」と刻まれている。大武鑑などから抜き摺りした一枚ものの「摺り物武鑑」にも「禁売買三千部限絶板」などと欄外に摺りこんだものがあるが、これらは正月の配り物や景品として使うために非売品として製作されることが多かったという⁽⁴¹⁾。この点に鑑みると、木版摺りの武家出世双六も「摺り物武鑑」と同様に数多く摺られ、頒布された可能性が指摘できるだろう。またそれが広く流布し、需要されていく過程で類本が作成され、遊び心や工夫、当時の政治に対する風刺や批判が盛り込まれ、遊技性も高められていったのではないだろうか。

一方、「御役替双六」は、前二者でみたような人事の仕組みに飛躍や理想が含まれていない分、ゲームとしての面白みには欠ける。しかし、その名のとおり幕府人事に関しては、「振出シ小普請」から進む二・三〇〇俵クラスの旗本の就く初任職から、大名クラスの諸職の昇進まで、その異動過程をより忠実に再現している。本稿では特に「振出シ小普請」と「一生小普請」が別個に設定されている点に注目したが、この設定は三〇〇〇石以下の無役を意味する一般的な小普請と、処分や肅正によって貶される各小普請、という小普請の持つ両義性を明確に再現している。しかもその仕組みは、一八世紀半ばの勘定奉行・勘定吟味役、大坂町奉行に関する処分と小普請入りの実態を強く反映したものであった。一般に双六には教育的な配慮が組み込まれる場合があるといわれる⁽⁴²⁾。この双六における「一生小普請」と諸職の対応関係は、同時代の人びとに対し、現実にあった政権担当者の交代やそれに伴う政策方針の転換、前政権担当者や関連諸役の肅正を想起させたであろう。つまり、勘定奉行・勘定吟味役、大坂町奉行が幕臣の昇進ポストであると同時に、高いリスクも

伴っていたことを知る事ができるのであり、このような設定は、幕臣の出世に関する教訓的な意義を少なからず有したのではないか。

本稿では三点の双六に絞って分析を試みたが、武家の出世に取材した双六はこれら以外にも複数確認されている。⁽⁴³⁾ こうした出世双六は、立身出世を願う武家社会において広く親しまれたといわれるが、配り物・景品としての利用目的に鑑みれば、武家と関わる人々に限定されない多様な需要が想定されよう。また藪田貫氏は大坂の武士を題材にした武鑑類の分析から、「武鑑に対する需要は単一ではない」と指摘しているが、⁽⁴⁵⁾ 類本も含め多様な出世双六の存在は、当時の人々の武家の出世に対する多様な見方があったことも示している。また双六を構成する諸要素に關しても、需要者によっては教訓的に受け止められ、あるいは反対に幕政に対する風刺や批判として理解される場合もあったであろう。これらの出世双六の史料としての可能性を探り、幕藩官僚制を議論する素材とするためには、より多くの事例分析を積み重ねて類型化を行い、各双六の位置づけを明らかにするとともに、社会における需要との関連についても検討していくことが課題となる。本稿はそのための第一歩と位置付けたい。

註

- (1) 辻達也『享保改革の研究』（創文社、一九六三年）。
- (2) 大石学『享保改革の歴史的位置』（藤田覚編『幕藩制改革の展開』、山川出版社、二〇〇一年）、大石学『享保改革と社会変容』（同編『日本の時代史一六 享保改革と社会変容』、吉川弘文館、二〇〇三年）など。
- (3) 藤井讓治『幕藩官僚制論』（同『幕藩領主の権力構造』、岩波書店、二〇〇二年）、同『江戸時代の官僚制』（青木書店、一九九九年）など。
- (4) 竹内誠『寛政改革の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）、前掲大石『享保改革の歴史的位置』など。
- (5) 藤田覚『近世政治史と三大改革論—研究史の整理と展望』（同編『幕藩制改革の展開』、山川出版社、二〇〇一年）。

- (6) 久留島浩『川路聖謨』（国立歴史民俗博物館企画展示図録『武士とはなにか』、二〇一〇年）、二二八頁、同『武士たちの行列—行列で示される支配者—武士たちの社会—』（国立歴史民俗博物館企画展示図録『行列に見る近世—武士と異国と祭礼と—』、二〇一二年一〇月）、七八頁。
- (7) 前掲久留島『武士たちの行列—行列で示される支配者—武士たちの社会—』、七八頁。
- (8) 三谷博『明治維新と「家」身分制—幕末徳川將軍家における持続と変容—』（福地博・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』、吉川弘文館、一九九三年）、二九頁。
- (9) 藤實久美子『江戸の武家名鑑—武鑑と出版競争—』、吉川弘文館、二〇〇八年、二七頁。
- (10) 『江戸幕臣出世双六』（日一三三〇一—二、江戸時代、国立歴史民俗博物館所蔵）。本双六の所蔵先での名称は「御大名出世双六」。なお本稿では「御大名出世双六」の原題をもつ次の双六との混同を避けるため、企画展示図録『武士とはなにか』で用いた「江戸幕臣出世双六」の名称を用いることにする。
- (11) 『御大名出世双六』（幕末官職出世双六コレクションのうち、日一三三〇一—六、国立歴史民俗博物館所蔵）、六〇八mm×八三〇mm、江戸時代後期。
- (12) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』（青木書店、一九九九年）、一九八頁。
- (13) 『大日本近世史料 柳宮補任』第五卷、一四五—一五二頁。
- (14) 『寛政重修諸家譜』第一八卷、四一頁。
- (15) 『柳宮補任』第一卷。
- (16) 善積（松尾）美恵子『手伝普請について』（学習院大学文学部『研究年報』第一四号、一九六七年）。
- (17) 河川普請の金納化は安永四年（一七七五）に關東・甲斐で行われた川々普請から始まり、助役大名の負担の公平化が図られたという（大谷貞夫『近世日本治水史の研究』、雄山閣、一九八六年、同『江戸幕府治水政策史の研究』、同、一九九八年）。御手伝普請についてはほかに、飯嶋千秋『天明—寛政期の「金納御手伝」普請—河川普請の場合—』（『信濃』第六二九号、二〇〇二年四月）、村田路人『宝永元年大和川付替手伝普請について』（『待兼山論叢』第二〇号、一九八六年）などがある。
- (18) 飯嶋千秋『天明—寛政期の「金納御手伝」普請—河川普請の場合—』（信濃史学会編『信濃』五四（四）（通号六二七）、二〇〇二年四月）。
- (19) 進士慶幹校注『旧事諮問会編』『旧事諮問録』（上）、岩波文庫、一九八六年、七二頁。
- (20) 岩淵令治『泰平の世の「番」』（別冊歴史読本『江戸の危機管理』、新人物往来社、一九九七年）、七九頁。
- (21) 拙稿『幕臣団における「寄合層」の検討』（『ヒストリア』第二二三号、二〇一〇年一二月）、一六一—一六二頁。

- (22) 市川寛明「江戸城大手門の警衛と人宿」(東京都江戸東京博物館研究紀要) 第一四号、二〇〇八年三月。
- (23) 「明良帯録」『改訂史籍集覧』第一一冊、近藤出版社、明治三十四年、八九頁。
- (24) 「旧事諮問録」(下)、一九四頁。
- (25) 「旧事諮問録」(上)、一三四頁。
- (26) 「旧事諮問録」(上)、二四〇頁。
- (27) 「旧事諮問録」(上)、二四八頁。
- (28) 笹間良彦「江戸幕府役職集成」、雄山閣、一九六五年、一五一―一五四頁。
- (29) 藤田覚「幕府行政論」(『日本史講座』第六卷 近世社会論、東京大学出版会、二〇〇五年)。
- (30) 岩城卓二「近世武家社会における相続―「本多」姓旗本の場合―」(企画展示図録『近世の武家社会』、国立歴史民俗博物館、一九九四年)。
- (31) 藩主が無嗣逝去した場合の相続人選定については、田原昇「近世大名の無嗣逝去と相続人の選定」(日本歴史学会『日本歴史』第六二二号、吉川弘文館、二〇〇二年二月)。
- (32) 安永二年(一七七三)「御養子差戻一件」(『本多家文書』H一六〇―一七一七、国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (33) 安永六年(一七七六)「再智養子奉願候覚」(『本多家文書』H一六〇―一七一七―二、国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (34) 国立歴史民俗博物館企画展示図録『武士とはなにか』、二〇一〇年。
- (35) 「明良帯録」、一二頁。
- (36) 『日本史広事典』(山川出版社、一九九七年)。
- (37) 『徳川実紀』第九編。
- (38) 中井信彦「転換期幕藩制の研究」(瑞書房、一九七一年、三七頁)。
- (39) 賀川隆行「宝暦期の大坂御用金」(『三井文庫論叢』第一八号、一九八四年)。
- (40) 「鎌倉見聞士初夢双六」、慶応元年(一八六五)頃、個人蔵。これと同じ双六を早稲田大学演劇博物館が所蔵する(「鎌倉見聞士初夢双六」作品番号一三〇―〇一三)。この双六は、幕末期の幕府の官僚組織に取材したもので、外国奉行(一八五八年新設)や軍艦奉行(一八五九年新設)、歩兵頭・騎兵頭(一八六二年新設)など幕末期に新設された諸職を含め、御目見以下から大老まで、幕府の官僚組織の諸職を網羅的に取り上げている。「鎌倉見聞」を冠するのは、幕府の組織を題材としていることを憚つてのことか。ほかにも禁裏附・仙洞附の「禁」
「仙」の文字を伏字にするなど、幕府や朝廷に対する配慮もみられる。
- (41) 藤實久美子「江戸の武家名鑑―武鑑と出版競争―」(吉川弘文館、二〇〇八年)、一三頁。
- (42) 大久保純一「絵双六」(『歴史系総合誌 歴博』一六三号、国立歴史民俗博物館)。
- (43) 武家の出世を題材した双六の主なものを示しておく。まず国立歴史民俗博物館では六点所蔵する(①H一三三〇―一「幕末官職出世双六」、②H一三三〇―一二「大名出世双六」、③H一三三〇―一三「大名出世双六」、④H一三三〇―一四「大名出世双六」、⑤H一三三〇―一五「旗本双六」、⑥H一七一五―一「御大名出世双六」)。⑦「御大名出世双六」東京国立博物館所蔵、⑧「御大名出世双六」東京都江戸東京博物館所蔵、⑨作品番号一三〇―一三一「鎌倉見聞士初夢双六」早稲田大学演劇博物館所蔵、⑩「鎌倉見聞士初夢双六」個人蔵、⑪「御役替双六」個人蔵。
- (44) 前掲大久保「絵双六」。
- (45) 藪田貫「近世大阪地域の史的研究」(清文堂、二〇〇五年)、三〇三頁。
- (神戸市立博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年七月三〇日審査終了)

Promotion of Vassals in the Tokugawa Shogunate : to Clarify the Actual Situation by Studying *Shusse Sugoroku* Games

TAKAKU Tomohiro

Most of conventional research on the bureaucracy in the shogunate-and-domain-system society has focused on organizational reforms of the Tokugawa shogunate accompanied by changes of people in power such as shoguns and high-ranking officials. These organizational reforms and administrative changeovers, however, always trigger the aggressive appointment of new officials, combined with the criticism of the previous administration on its policies and the dismissal of former officials responsible for these policies. Therefore, in addition to the study of views of top-ranking officials organizing the shogunate bureaucracy, the study of views of vassals composing it about their promotions and demotions in the government is crucial in clarifying the real situation of the organization. This article examines vassals' views on promotion in the shogunate bureaucracy by using three games of sugoroku (Japanese backgammon) on the theme of samurai's advancement in life and career, Edo Bakushin Shusse Sugoroku, Odaimyo Shusse Sugoroku, and Oyakugae Sugoroku, as research materials while evaluating their validity as historical sources.

In the first chapter, by comparing Edo Bakushin Shusse Sugoroku and Odaimyo Shusse Sugoroku, this article reveals their outlook on promotion; it not only means climbing up the bureaucratic ladder but also includes the fruits of promotion such as an increase in stipends, advancement in family status from omemie-ika (the unprivileged who were barred from seeing a shogun) to omemie-ijo (the privileged who were allowed to do so) or from hatamoto (vassal) to daimyo (feudal lord) , and upgrading of the class of anteroom and official rank and post. Promotion seems even associated with the inheritance and prosperity of samurai family. Another attribution of the two games is to attach importance to relationships of gift-exchange, socializing, with superiors and other relevant officials. The connection is described to be inseparably linked with promotion and upgrading. In the game, the strength of relationship is indicated by the number of gifts, which seems to depend more on the functional role and authority than on the hierarchy of officers. Moreover, like in the real world, both sugoroku games provide a wide range of status levels from the lowest (footman, the bottom of the omemie-ika servants) to the highest (feudal lord with a stipend of ten thousand koku or over) , and the throw of dice, a kind of destiny, determines the class of players when starting or arriving at the cell of "inheritance." Thus, the games are designed to make players realize that the historical family rank, status hierarchy, is closely connected with advancement in life and career. On the other hand,

the games include exceptional promotions such as from Sado magistrate to grand chamberlain or Fushimi magistrate. Though such upgrading seems unlikely, it can be considered as a common view of promotion of shogunate vassals at that time because both sugoroku games include these kinds of promotion.

The three games of sugoroku covered by this article do not simply allow players to get promoted by throwing a dice but provide a realistic view of demotion and punishment. This is considered to be important because players can understand what kind of risks each rank or position has. In the second chapter, this article focuses on the rules of starting kobushin and lifetime kobushin in Oyakugae Sugoroku. Kobushin (vassals holding no post in the government) is one of distinctive human resource cultivation systems of the Tokugawa shogunate, and the sugoroku clearly indicates the two meanings of it: general kobushin holding a stipend of less than 3,000 koku but no post and punished kobushin forfeiting his post due to a penalty or purge.

By examining the primary historical materials written by Honda Naritaka, who managed kobushin from the end of the Kansei period to the Kyowa period (from 1800 to 1803), this article studies how general kobushin got recommended for and promoted to posts. It is discovered that, despite conditions that they had to have both literary and military accomplishments, in practice vassals were judged for recommendation or promotion based on the different criteria depending on respective posts such as guard, housekeeper, and treasurer.

With regard to the lifetime kobushin, this article examines the changes of chief financial officials, comptrollers, and Osaka magistrates from the Kyoho period to the Tenmei period (from 1716 to 1789), which is estimated to be when Oyakugae Sugoroku was created. As a result, it is discovered that the profile of lifetime kobushin in Oyakugae Sugoroku reflects the actual penalties, purges, and forfeitures of officers in the above-mentioned three ranks at the middle of the 18th century. The relations between lifetime kobushin and other posts described in Oyakugae Sugoroku could have reminded contemporary vassals and their children of the actual changes of people in power and the subsequent shifts of policies and purges of officers and officials of the previous regime.

In the study of the bureaucracy of the Tokugawa shogunate, these games of shusse sugoroku have fallen under the secondary or tertiary historical sources. Each of the games includes opinions and views of its producer. However, they are designed to generally reflect the reality. The processes of advancement in life and career described in those games strongly reflect the real world. Examining their validity based on the primary historical sources, therefore, this article concludes that those games can serve as effective research materials.

Key words: Edo shogunate, Bureaucracy, Shusse sugoroku, Kobushin (vassals holding no post), Gift exchange
